

現 行	改正後
<p style="text-align: center;">民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成 24 年 3 月 22 日 こ監第 341 号（こども青少年局長決裁） 最近改正 <u>令和 5 年 4 月 1 日 こ監第 298 号（こども青少年局長決裁）</u></p> <p>（目的） 第 1 条 この要綱は、社会福祉法人等が、横浜市から補助を受けて児童福祉施設等を整備する場合の契約手続の基準を定め、児童福祉施設等の適正な整備を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この要綱における用語の定義は、法令に定めるもののほか、以下によるものとする。 （1）社会福祉法人等 社会福祉法（昭和 26 年 3 月 29 日法律第 45 号）に定める社会福祉法人、会社法（平成 17 年 7 月 26 日法律第 86 号）に定める会社その他の法人で、児童福祉施設等を整備しようとする者をいう。 （2）理事会等 社会福祉法人等の意思決定を行う機関をいい、社会福祉法人においてはその定款に定める理事会、会社で取締役会が設置されている場合においては取締役会、特定非営利活動法人においてはその定款に定める理事会をいう。 （3）予定価格 契約の上限価格として、あらかじめ算定したものをいう。 （4）最低制限価格 契約の下限価格として、あらかじめ予定価格を基準として算定したものをいう。 （5）プロポーザル方式 設計委託契約の相手方を特定する場合において、一定の条件を満たす事業者を公募（以下「公募型プロポーザル」という。）又は選定（以下「指名型プロポーザル」という。）し、当該設計委託契約に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、当該設計委託契約の履行に最も適した提案者又は要請者（以下「提案者等」という。）を特定する方式をいう。 （6）提案者 公募型プロポーザルにおいて、設計委託契約の相手方となることを希望する事業者をいう。 （7）要請者 指名型プロポーザルにおいて、社会福祉法人等が提案書を提出するように要請する事業者をいう。</p> <p>（対象契約） 第 3 条 この要綱が対象とする契約は、社会福祉法人等が横浜市から補助を受けて行う工事、設計、工事監理、調査及び物品購入等の契約（児童福祉施設等の整備工事に伴うものに限る。）とする。 2 横浜市が補助の対象としない委託契約のうち、横浜市から建設費等の補助を受けて行う工事を実施するために必要となる設計委託契約及び工事監理委託契約については、第 4 条第 4 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 4 項、第 9 条第 2 項、第 10 条第 1 項及び第 2 項、第 12 条第 2 項、第 13 条、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 16 条並びに第 17 条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。</p> <p>（契約締結方法） 第 4 条 契約締結方法は、一般競争入札とする。 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。 （1）一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度入札を執行する必要がある場合</p>	<p style="text-align: center;">民間児童福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱</p> <p style="text-align: center;">制 定 平成24年 3 月22日 こ監第341号（こども青少年局長決裁） 最近改正 <u>令和 8 年 6 月 1 日 こ監第74号（こども青少年局長決裁）</u></p> <p>（目的） 第 1 条 この要綱は、社会福祉法人等が、横浜市から補助を受けて児童福祉施設等を整備する場合の契約手続の基準を定め、児童福祉施設等の適正な整備を図ることを目的とする。</p> <p>（定義） 第 2 条 この要綱における用語の定義は、法令に定めるもののほか、以下によるものとする。 （1）社会福祉法人等 社会福祉法（昭和26年 3 月29日法律第45号）に定める社会福祉法人、会社法（平成17年 7 月26日法律第86号）に定める会社その他の法人で、児童福祉施設等を整備しようとする者をいう。 （2）理事会等 社会福祉法人等の意思決定を行う機関をいい、社会福祉法人においてはその定款に定める理事会、会社で取締役会が設置されている場合においては取締役会、特定非営利活動法人においてはその定款に定める理事会をいう。 （3）予定価格 契約の上限価格として、あらかじめ算定したものをいう。 （4）最低制限価格 契約の下限価格として、あらかじめ予定価格を基準として算定したものをいう。 （5）プロポーザル方式 設計委託契約の相手方を特定する場合において、一定の条件を満たす事業者を公募（以下「公募型プロポーザル」という。）又は選定（以下「指名型プロポーザル」という。）し、当該設計委託契約に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書の提出を受け、当該提案書の審査及び評価を行い、当該設計委託契約の履行に最も適した提案者又は要請者（以下「提案者等」という。）を特定する方式をいう。 （6）提案者 公募型プロポーザルにおいて、設計委託契約の相手方となることを希望する事業者をいう。 （7）要請者 指名型プロポーザルにおいて、社会福祉法人等が提案書を提出するように要請する事業者をいう。</p> <p>（対象契約） 第 3 条 この要綱が対象とする契約は、社会福祉法人等が横浜市から補助を受けて行う工事、設計、工事監理、調査及び物品購入等の契約（児童福祉施設等の整備工事に伴うものに限る。）とする。 2 横浜市が補助の対象としない委託契約のうち、横浜市から建設費等の補助を受けて行う工事を実施するために必要となる設計委託契約及び工事監理委託契約については、第 4 条第 4 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 4 項、第 9 条第 2 項、第10条第 1 項及び第 2 項、第12条第 2 項、第13条、第14条第 2 項及び第 4 項、第16条並びに第17条第 3 項及び第 4 項の規定を適用する。</p> <p>（契約締結方法） 第 4 条 契約締結方法は、一般競争入札とする。 2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指名競争入札とすることができる。 （1）一般競争入札の結果、落札者が決定せず、再度<u>の</u>入札を執行する必要がある場合</p>

現 行

- (2) 別表1に定める要件を満たす場合
- 3 前2項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。
- (1) ~~売買、賃貸借及び請負その他の契約でその~~ 予定価格が別表2に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 再度の競争入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 4 設計委託契約において、設計者の創意工夫が必要となるため前項第2号に該当する場合においては、契約の相手方の選定にあたっての~~手続~~として、プロポーザル方式を用いることができる。
(工事の分離発注)
- 第5条 予定価格が合計で7億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注（「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」に定める工種（以下「工種」という。）のうち、「建築」を主体とする工事と、「電気」及び「管」を主体とする工事（以下「設備工事」という。）を、それぞれ別の事業者との間で工事請負契約を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。
- 2 工事のうち設備工事の部分の予定価格が2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注を行うものとする。
- 3 社会福祉法人等が、横浜市から土地の貸与を受けて社会福祉施設等を建設する場合は、前2項に定める工事以外の工事についても分離発注に努めるものとする。
(契約締結方法の決定)
- 第6条 社会福祉法人等は、契約締結方法の決定にあたっては、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれの方法を用いるかについて、理事会等において議決を行わなければならない。
- 2 第2条第5号に定めるプロポーザル方式を用いる場合は、前項に定める理事会等において、契約締結方法として随意契約を用い、かつ手続きとしてプロポーザル方式を用いることについて議決を行わなければならない。
(契約手続等の決定)
- 第7条 社会福祉法人等は、前条第1項の規定に基づき一般競争入札を用いることを決定する場合は、一般競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。
- (1) 入札参加資格要件
- (2) 公告内容及び公告方法
- (3) 予定価格
- (4) 予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る。）
- (5) 入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者
- (6) 入札結果公表方法
- 2 社会福祉法人等は、前条第1項の規定に基づき指名競争入札を用いることを決定する場合は、指名競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。
- (1) 指名通知をする入札候補者

改正後

- (2) 別表1に定める要件を満たす場合
- 3 前2項の定めにかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、随意契約とすることができる。
- (1) 予定価格が別表2に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める予定価格を超えない場合
- (2) 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- (3) 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
- (4) 競争入札に付することが不利と認められる場合
- (5) 時価に比して有利な価格等で契約を締結することができる見込みのある場合
- (6) 再度の競争入札に付し落札者がいない場合
- (7) 落札者が契約を締結しない場合
- 4 設計委託契約において、設計者の創意工夫が必要となるため前項第2号に該当する場合においては、契約の相手方の選定に当たっての~~手続~~として、プロポーザル方式を用いることができる。
(工事の分離発注)
- 第5条 予定価格が合計で7億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注（「横浜市工事請負に関する競争入札取扱要綱」に定める工種（以下「工種」という。）のうち、「建築」を主体とする工事と、「電気」及び「管」を主体とする工事（以下「設備工事」という。）を、それぞれ別の事業者との間で工事請負契約を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。
- 2 工事のうち設備工事の部分の予定価格が2億円以上（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の工事については、分離発注を行うものとする。
- 3 社会福祉法人等が、横浜市から土地の貸与を受けて児童福祉施設等を建設する場合は、前2項に定める工事以外の工事についても分離発注に努めるものとする。
(契約締結方法の決定)
- 第6条 社会福祉法人等は、契約締結方法の決定に当たっては、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約のいずれの方法を用いるかについて、理事会等において議決を行わなければならない。
- 2 第2条第5号に定めるプロポーザル方式を用いる場合は、前項に定める理事会等において、契約締結方法として随意契約を用い、かつ手続きとしてプロポーザル方式を用いることについて議決を行わなければならない。
(契約手続等の決定)
- 第7条 社会福祉法人等は、前条第1項の規定に基づき一般競争入札を用いることを決定する場合は、一般競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。
- (1) 入札参加資格要件
- (2) 公告内容及び公告方法
- (3) 予定価格
- (4) 予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る。）
- (5) 入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者
- (6) 入札結果公表方法
- 2 社会福祉法人等は、前条第1項の規定に基づき指名競争入札を用いることを決定する場合は、指名競争入札に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。
- (1) 指名通知をする入札候補者

現 行

- (2) 予定価格
 (3) 予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る。）
 (4) 入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者
 (5) 入札結果公表方法
- 3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定に基づき随意契約を用いることを決定する場合は、随意契約に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。
- (1) 随意契約とする理由
 (2) 見積徴収をする事業者
 (3) 予定価格
- 4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、前条第2項の規定に基づきプロポーザル方式を用いることを決定する場合は、次の事項についても議決を行わなければならない。
- (1) 随意契約とする理由及び設計者の創意工夫が必要となる理由
 (2) 評価委員会の設置及び評価委員
 (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準並びに採点が同点の場合の措置
 (4) 公募型プロポーザル又は指名型プロポーザルの別
 (5) 公募型プロポーザルの場合においては参加資格要件
 (6) 指名型プロポーザルの場合においては要請者の候補者
 (7) 予定価格
 (8) ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日時及び予定場所
 (9) 評価委員会の開催予定日時及び予定場所
- 5 社会福祉法人等は、前条に定める理事会等を開催した場合は、各項に定める事項についての議決内容を明記した議事録を作成する。ただし、事前公表をしない予定価格及び最低制限価格については、議事録には記載しない。
- (入札への参加資格等)
- 第8条 入札への参加資格を有する事業者は、次の各号による。
- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条に規定する市内事業者とする。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、所在地区分が準市内又は市外の事業者の参加もできるものとする。
- ア 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事、設計委託等で、実績のある市内事業者がないとき
 イ 物品調達の場合、特殊な部品で購入先が限定されるなど、契約の目的物が市内事業者では納入できないとき
 ウ 現に履行している業務に直接関連する契約で、現に履行中の準市内又は市外の事業者以外の者に履行させることが困難である等の合理的な理由があるとき
 エ 履行可能な市内事業者が、2者以上ないとき
 オ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- (2) 工事についての共同企業体による入札の参加要件は、別表3に定めるものとする。
 (3) 工事についての入札の参加企業の格付等級は、横浜市一般競争入札有資格者名簿等に搭載された者の場合、原則として別表4に定めるものとする。

改正後

- (2) 予定価格
 (3) 予定価格の事前公表の有無及び最低制限価格（工事、設計の契約に限る。）
 (4) 入札予定日時、入札予定場所及び入札立会予定者
 (5) 入札結果公表方法
- 3 社会福祉法人等は、前条第1項の規定に基づき随意契約を用いることを決定する場合は、随意契約に係る次の事項についても理事会等において議決を行わなければならない。
- (1) 随意契約とする理由
 (2) 見積徴収をする事業者
 (3) 予定価格
- 4 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人等は、前条第2項の規定に基づきプロポーザル方式を用いることを決定する場合は、次の事項についても議決を行わなければならない。
- (1) プロポーザル方式を用いる理由及び設計者の創意工夫が必要となる理由
 (2) 評価委員会の設置及び評価委員
 (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト、評価基準並びに採点が同点の場合の措置
 (4) 公募型プロポーザル又は指名型プロポーザルの別
 (5) 公募型プロポーザルの場合においては参加資格要件
 (6) 指名型プロポーザルの場合においては要請者の候補者
 (7) 予定価格
 (8) ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日時及び予定場所
 (9) 評価委員会の開催予定日時及び予定場所
- 5 社会福祉法人等は、前条に定める理事会等を開催した場合は、各項に定める事項についての議決内容を明記した議事録を作成する。ただし、事前公表をしない予定価格及び最低制限価格については、議事録には記載しない。
- (入札への参加資格等)
- 第8条 入札への参加資格を有する事業者は、次の各号による。
- (1) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条に規定する市内事業者とする。
- ただし、次のいずれかに該当する場合は、所在地区分が準市内又は市外の事業者の参加もできるものとする。
- ア 特殊な技術や、経験・知識を特に必要とする工事、設計委託等で、実績のある市内事業者がないとき。。
 イ 物品調達の場合、特殊な部品で購入先が限定されるなど、契約の目的物が市内事業者では納入できないとき。。
 ウ 現に履行している業務に直接関連する契約で、現に履行中の準市内又は市外の事業者以外の者に履行させることが困難である等の合理的な理由があるとき。。
 エ 履行可能な市内事業者が、2者以上ないとき。。
 オ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。。
- (2) 工事についての共同企業体による入札の参加要件は、別表3に定めるものとする。
 (3) 工事についての入札の参加企業の格付等級は、横浜市一般競争入札有資格者名簿等に搭載された者の場合、原則として別表4に定めるものとする。

現 行

- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止又は指名停止の措置期間中の者は、参加資格がないものとする。
- 3 1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれる随意契約の場合、見積徴収をする事業者については、前2項の規定を準用する。
(指名競争入札及び指名型プロポーザルの参加者数)
- 第9条 契約締結方法として指名競争入札を用いる場合、別表5の入札参加者数に定める数の入札参加候補者を選定し、指名の通知を行うものとする。
- 2 契約の相手方の選定に当たっての手續として指名型プロポーザルを用いる場合、5者以上の要請者を選定し、指名型プロポーザルへの参加要請の通知を行うものとする。
(予定価格)
- 第10条 予定価格は、入札又は随意契約に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮し、設計事務所に意見を徴するなどにより、社会福祉法人等が適正に定めるものとする。
- 2 工事の予定価格は、あらかじめ設計者が公共建築物の積算基準を参考として工事費を構成する各費目について算定して積算し、社会福祉法人等が決定するものとする。
- 3 工事の予定価格は、入札執行後の公表とする。
- 4 前項の規定に関わらず、工事の予定価格を入札執行前の公表とする工種及び予定価格は、次のとおりとする。
(1) **ほ装**、造園、電気、管の工種 5千万円未満(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(2) 前号に掲げるもの以外の工種 1億円未満(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(最低制限価格)
- 第11条 工事に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10分の7.5から10分の9.5の範囲内で理事会等の議決によって定める割合を乗じて得た額とする。設計に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10分の8を乗じて得た額とする。
(一般競争入札及び公募型プロポーザルの公告)
- 第12条 一般競争入札においては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。
(1) 入札の件名、概要及び履行期限
(2) 入札参加資格要件
(3) 提出書類
(4) 入札説明書の配布方法
(5) 入札予定日時及び入札予定場所
(6) 予定価格(事前公表を行う場合に限る。)
- 2 公募型プロポーザルにおいては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。
(1) 委託名、委託内容及び履行期限
(2) 提案書の提出者の資格
(3) 受託候補者を特定するための評価基準
(4) 提案書の作成要領その他関係書類の交付の期間、場所及び方法
(5) 提案書提出の期限、場所及び方法

改正後

- 2 前項の規定にかかわらず、横浜市指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止又は指名停止の措置期間中の者は、参加資格がないものとする。
- 3 1件の金額が1,000,000円以上になると見込まれる随意契約の場合、見積徴収をする事業者については、前2項の規定を準用する。
(指名競争入札及び指名型プロポーザルの参加者数)
- 第9条 契約締結方法として指名競争入札を用いる場合、別表5の入札参加者数に定める数の入札参加候補者を選定し、指名の通知を行うものとする。
- 2 契約の相手方の選定に当たっての手續として指名型プロポーザルを用いる場合、5者以上の要請者を選定し、指名型プロポーザルへの参加要請の通知を行うものとする。
(予定価格)
- 第10条 予定価格は、入札又は随意契約に付する事項の総額について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少及び履行期間の長短等を考慮し、設計事務所に意見を徴するなどにより、社会福祉法人等が適正に定めるものとする。
- 2 工事の予定価格は、あらかじめ設計者が公共建築物の積算基準を参考として工事費を構成する各費目について算定して積算し、社会福祉法人等が決定するものとする。
- 3 工事の予定価格は、入札執行後の公表とする。
- 4 前項の規定に関わらず、工事の予定価格を入札執行前の公表とする工種及び予定価格は、次のとおりとする。
(1) **舗装**、造園、電気、管の工種 5千万円未満(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(2) 前号に掲げるもの以外の工種 1億円未満(消費税及び地方消費税相当額を含む。)
(最低制限価格)
- 第11条 工事に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10分の7.5から10分の9.5の範囲内で理事会等の議決によって定める割合を乗じて得た額とする。設計に係る競争入札における最低制限価格は、予定価格に、10分の8を乗じて得た額とする。
(一般競争入札及び公募型プロポーザルの公告)
- 第12条 一般競争入札においては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。
(1) 入札の件名、概要及び履行期限
(2) 入札参加資格要件
(3) 提出書類
(4) 入札説明書の配布方法
(5) 入札予定日時及び入札予定場所
(6) 予定価格(事前公表を行う場合に限る。)
- 2 公募型プロポーザルにおいては、社会福祉法人等は、次に掲げる事項を、官報又は新聞に掲載することによって公告するものとする。
(1) 委託名、委託内容及び履行期限
(2) 提案書の提出者の資格
(3) 受託候補者を特定するための評価基準
(4) 提案書の作成要領その他関係書類の交付の期間、場所及び方法
(5) 提案書提出の期限、場所及び方法

現 行

- (6) ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日及びその他ヒアリングに係る事項
 - (7) 関連情報を入手するための照会窓口
 - (8) 採点が同点となった場合の措置
 - (9) その他必要と認める事項
- (公告事項の公表)

第13条 公募型プロポーザルにおいては、社会福祉法人等は、前条第2項各号に定める公告事項を社会福祉法人等のホームページに掲載して公表するものとする。

(入札及びプロポーザル方式の参加者の決定)

第14条 一般競争入札の場合、次の手順に従い、入札参加有資格者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、理事会等で決定した期日に入札参加資格確認申請書を提出した者の全てを入札参加有資格候補者報告書（第1号様式）に記入し、入札参加資格要件を決定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、入札参加有資格候補者の適格性を審査し、その結果を入札参加有資格候補者審査結果通知書（第2号様式）によって社会福祉法人等へ通知する。
- (3) 社会福祉法人等は理事会等において、入札参加有資格候補者審査結果通知書（第2号様式）によって入札参加有資格者として適格であると通知されたすべての事業者を入札参加有資格者として決定し、入札説明書の交付について通知するものとする。

2 公募型プロポーザルの場合、次の手順に従い、公募型プロポーザルの参加者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、理事会等で決定した期日に入札参加有資格候補者報告書（第3号様式）に記入し、プロポーザル参加資格要件を決定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、プロポーザル参加有資格の適格性を審査し、その結果をプロポーザル参加有資格候補者審査結果通知書（第4号様式）によって社会福祉法人等へ通知する。
- (3) 社会福祉法人等は理事会等において、プロポーザル参加有資格候補者審査結果通知書（第4号様式）によって公募型プロポーザルの参加者として適格であると通知されたすべての事業者をプロポーザル参加者として決定し、公募型プロポーザルに係る資料の交付について通知するものとする。

3 指名競争入札の場合、次の手順に従い、入札参加者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、理事会等で決定した入札参加候補者を入札参加候補者報告書（第5号様式）に記入し、入札参加候補者を選定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、入札参加候補者の入札参加資格を審査し、その結果を入札参加候補者審査結果通知書（第6号様式）によって社会福祉法人等へ通知する。
- (3) 社会福祉法人等は、入札参加候補者審査結果通知書（第6号様式）によって入札参加者として適格であると通知されたすべての事業者を入札参加者として、指名通知書を交付する。
- (4) 第10条第4項に基づき予定価格を事前公表する場合には、前号の指名通知書に予定価格を記載するものとする。

4 指名型プロポーザルの場合、次の手順に従い、要請者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、要請者の候補者をプロポーザル要請候補者報告書（第7号様式）に記入し、要請者の候補者を選定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、要請者の候補者の適格性を審査し、その結果をプロポーザル要請候補者審査結果通知

改正後

- (6) ヒアリングの有無並びにヒアリングを行う場合の予定日及びその他ヒアリングに係る事項
 - (7) 関連情報を入手するための照会窓口
 - (8) 採点が同点となった場合の措置
 - (9) その他必要と認める事項
- (公告事項の公表)

第13条 公募型プロポーザルにおいては、社会福祉法人等は、前条第2項各号に定める公告事項を社会福祉法人等のホームページに掲載して公表するものとする。

(入札及びプロポーザル方式の参加者の決定)

第14条 一般競争入札の場合、次の手順に従い、入札参加有資格者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、理事会等で決定した期日に入札参加資格確認申請書を提出した者の全てを入札参加有資格候補者報告書（第1号様式）に記入し、入札参加資格要件を決定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、入札参加有資格候補者の適格性を審査し、その結果を入札参加有資格候補者審査結果通知書（第2号様式）によって社会福祉法人等へ通知する。
- (3) 社会福祉法人等は理事会等において、入札参加有資格候補者審査結果通知書（第2号様式）によって入札参加有資格者として適格であると通知された全ての事業者を入札参加有資格者として決定し、入札説明書の交付について通知するものとする。

2 公募型プロポーザルの場合、次の手順に従い、公募型プロポーザルの参加者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、理事会等で決定した期日に入札参加有資格候補者報告書（第3号様式）に記入し、プロポーザル参加資格要件を決定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、プロポーザル参加有資格の適格性を審査し、その結果をプロポーザル参加有資格候補者審査結果通知書（第4号様式）によって社会福祉法人等へ通知する。
- (3) 社会福祉法人等は理事会等において、プロポーザル参加有資格候補者審査結果通知書（第4号様式）によって公募型プロポーザルの参加者として適格であると通知された全ての事業者をプロポーザル参加者として決定し、公募型プロポーザルに係る資料の交付について通知するものとする。

3 指名競争入札の場合、次の手順に従い、入札参加者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、理事会等で決定した入札参加候補者を入札参加候補者報告書（第5号様式）に記入し、入札参加候補者を選定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、入札参加候補者の入札参加資格を審査し、その結果を入札参加候補者審査結果通知書（第6号様式）によって社会福祉法人等へ通知する。
- (3) 社会福祉法人等は、入札参加候補者審査結果通知書（第6号様式）によって入札参加者として適格であると通知された全ての事業者を入札参加者として、指名通知書を交付する。
- (4) 第10条第4項に基づき予定価格を事前公表する場合には、前号の指名通知書に予定価格を記載するものとする。

4 指名型プロポーザルの場合、次の手順に従い、要請者を決定する。

- (1) 社会福祉法人等は、要請者の候補者をプロポーザル要請候補者報告書（第7号様式）に記入し、要請者の候補者を選定した理事会等の議事録の写しを添えて市長に届け出る。
- (2) 市長は、要請者の候補者の適格性を審査し、その結果をプロポーザル要請候補者審査結果通知

現 行

書（第8号様式）によって社会福祉法人等に通知する。

(3) 社会福祉法人等は、プロポーザル要請候補者審査結果通知書（第8号様式）によって要請者として適格であると通知されたすべての事業者を要請者として、提案書の提出を要請するとともに、指名型プロポーザルに係る資料を交付する。

(入札)

第15条 入札には次の者が立ち会う。

- (1) 監事1名以上
- (2) 理事（理事長を除く。）2名以上
- (3) 評議員会がある場合は、評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）1名以上
- (4) 横浜市職員1名以上

2 建設主体が株式会社である場合は、原則として監事を監査役に、理事を取締役に、理事長を代表取締役役に、それぞれ読み替える。（次条第3項において同じ。）

3 工事請負契約に係る入札においては、入札参加者全員に工事費内訳書を提出させるものとする。

4 予定価格の事前公表をした場合は、入札の回数は1回とし、1回の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。

(プロポーザル方式の受託候補者の特定)

第16条 社会福祉法人等は、提案者等に対し、提案書の提出を要請するものとする。また、提案書を補足するためのヒアリングを行う場合は、ヒアリングへの出席を併せて要請するものとする。

2 提案書及びヒアリングを実施する場合における提案内容の審査は、評価委員会が行う。

3 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、原則として次の者とする。

- (1) 監事1名
- (2) 理事（理事長を除く。）1名
- (3) 評議員会がある場合は、評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）1名
- (4) 整備しようとする児童福祉施設等に関して学識経験を有する者3名

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

5 委員は、評価基準に基づき独立して提案の優劣を判定するものとする。評価委員会は、各委員の判定に基づく採点の合計点を比較して提案者等の順位を決定するものとし、それ以外の事由を加えて順位の修正等を行ってはならない。

6 評価委員会は、社会福祉法人等に対し、提案者等の名称、順位、採点の集計結果及びその他の審議記録を評価結果として報告しなければならない。

7 社会福祉法人等は、評価委員会の評価結果が適正であることを確認したうえで、評価委員会が1位として決定した者を受託候補者とし、契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、認めないものとする。

8 公募型プロポーザル方式において、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行ったうえで評価をすることができる。

改正後

書（第8号様式）によって社会福祉法人等に通知する。

(3) 社会福祉法人等は、プロポーザル要請候補者審査結果通知書（第8号様式）によって要請者として適格であると通知された全ての事業者を要請者として、提案書の提出を要請するとともに、指名型プロポーザルに係る資料を交付する。

(入札)

第15条 入札には次の者が立ち会う。

- (1) 監事1名以上
- (2) 理事（理事長を除く。）2名以上
- (3) 評議員会がある場合は、評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）1名以上
- (4) 横浜市職員1名以上

2 建設主体が株式会社である場合は、原則として監事を監査役に、理事を取締役に、理事長を代表取締役役に、それぞれ読み替える。（次条第3項において同じ。）

3 工事請負契約に係る入札においては、入札参加者全員に工事費内訳書を提出させるものとする。

4 予定価格の事前公表をした場合は、入札の回数は1回とし、1回の入札で落札者が決定しないときは当該入札を不調とする。

5 やむを得ない理由により第1項第1号に掲げる立会人を確保できない場合は、横浜市と協議のうえ、その理由を記録し、横浜市職員の立会いにより入札を実施することができる。

(プロポーザル方式の受託候補者の特定)

第16条 社会福祉法人等は、提案者等に対し、提案書の提出を要請するものとする。また、提案書を補足するためのヒアリングを行う場合は、ヒアリングへの出席を併せて要請するものとする。

2 提案書及びヒアリングを実施する場合における提案内容の審査は、評価委員会が行う。

3 評価委員会の委員（以下「委員」という。）は、原則として次の者とする。

- (1) 監事1名
- (2) 理事（理事長を除く。）1名
- (3) 評議員会がある場合は、評議員（理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係にある者」を除く。）1名
- (4) 整備しようとする児童福祉施設等に関して学識経験を有する者3名

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席をもって成立する。

5 委員は、評価基準に基づき独立して提案の優劣を判定するものとする。評価委員会は、各委員の判定に基づく採点の合計点を比較して提案者等の順位を決定するものとし、それ以外の事由を加えて順位の修正等を行ってはならない。

6 評価委員会は、社会福祉法人等に対し、提案者等の名称、順位、採点の集計結果及びその他の審議記録を評価結果として報告しなければならない。

7 社会福祉法人等は、評価委員会の評価結果が適正であることを確認したうえで、評価委員会が1位として決定した者を受託候補者とし、契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、認めないものとする。

8 公募型プロポーザル方式において、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行ったうえで評価をすることができる。

現 行

(入札及びプロポーザル方式の結果の公表)

第 17 条 社会福祉法人等は、第 15 条に定める入札の実施後、入札者名、入札金額、落札者名、落札金額、予定価格及び最低制限価格を入札結果一覧表（第 10 号様式）に記載し、一般の閲覧に供する。また、入札結果一覧表の内容を社会福祉法人等のホームページで公表するものとする。

2 市長は前項に定めるホームページでの公表がされない場合は、社会福祉法人等に代わって、入札結果一覧表の内容を市のホームページで公表するものとする。

3 社会福祉法人等は、前条に定めるプロポーザル方式による受託候補者の特定後、提案者等の名称、受託候補者名及び予定価格を、一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表するものとする。

4 社会福祉法人等は、前条に定めるプロポーザル方式による受託候補者の特定後、その結果をすべての提案者等に通知するものとする。

(設立準備会の工事入札及び契約)

第 18 条 原則として、社会福祉法人の設立前に、設立後の社会福祉法人が契約主体となる予定で、又は、設立後の社会福祉法人に契約主体を引き継ぐ予定で、工事に係る入札又は工事に係る契約を行ってはならない。

(一括下請負契約の禁止)

第 19 条 社会福祉法人等は、工事請負契約の締結にあたっては、一括下請負契約の禁止を契約書中に定めるものとする。

(契約締結の報告)

第 20 条 社会福祉法人等は、契約締結後開催される理事会等で、入札の結果及び契約内容を報告し、報告内容を明記した議事録を作成する。

(工事等の入札結果及び契約内容の報告)

第 21 条 社会福祉法人等は、工事請負契約等（随意契約によるものを除く。）の締結後、入札の結果及び契約内容を工事請負契約等事業者決定報告書（第 11 号様式）によって市長に届け出る。

2 前項に定める工事請負契約等事業者決定報告書（第 11 号様式）の提出に際しては、入札立会報告書（第 9 号様式）を添付する。

(契約書等の写しの提出)

第 22 条 社会福祉法人等は、工事請負契約等の締結後、契約書、設計図書及び請負代金内訳書等の写しを市長に提出する。

(下請負契約の確認)

第 23 条 社会福祉法人等は、工事請負契約等を締結した事業者に対して、当該工事等に係る下請負契約について書面での提出を求め、その写しを市長に提出する。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

改正後

(入札及びプロポーザル方式の結果の公表)

第17条 社会福祉法人等は、第15条に定める入札の実施後、入札者名、入札金額、落札者名、落札金額、予定価格及び最低制限価格を入札結果一覧表（第10号様式）に記載し、一般の閲覧に供する。また、入札結果一覧表の内容を社会福祉法人等のホームページで公表するものとする。

2 市長は前項に定めるホームページでの公表がされない場合は、社会福祉法人等に代わって、入札結果一覧表の内容を市のホームページで公表するものとする。

3 社会福祉法人等は、前条に定めるプロポーザル方式による受託候補者の特定後、提案者等の名称、受託候補者名及び予定価格を、一般の閲覧に供するとともに、ホームページで公表するものとする。

4 社会福祉法人等は、前条に定めるプロポーザル方式による受託候補者の特定後、その結果を全ての提案者等に通知するものとする。

(設立準備会の工事入札及び契約)

第18条 原則として、社会福祉法人の設立前に、設立後の社会福祉法人が契約主体となる予定で、又は、設立後の社会福祉法人に契約主体を引き継ぐ予定で、工事に係る入札又は工事に係る契約を行ってはならない。

(一括下請負契約の禁止)

第19条 社会福祉法人等は、工事請負契約の締結に当たっては、一括下請負契約の禁止を契約書中に定めるものとする。

(契約締結の報告)

第20条 社会福祉法人等は、契約締結後開催される理事会等で、入札の結果及び契約内容を報告し、報告内容を明記した議事録を作成する。

(工事等の入札結果及び契約内容の報告)

第21条 社会福祉法人等は、工事請負契約等（随意契約によるものを除く。）の締結後、入札の結果及び契約内容を工事請負契約等事業者決定報告書（第11号様式）によって市長に届け出る。

2 前項に定める工事請負契約等事業者決定報告書（第11号様式）の提出に際しては、入札立会報告書（第9号様式）を添付する。

(契約書等の写しの提出)

第22条 社会福祉法人等は、工事請負契約等の締結後、契約書、設計図書及び請負代金内訳書等の写しを市長に提出する。

(下請負契約の確認)

第23条 社会福祉法人等は、工事請負契約等を締結した事業者に対して、当該工事等に係る下請負契約について書面での提出を求め、その写しを市長に提出する。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はこども青少年局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

現 行

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 平成 27 年 4 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 平成 28 年 4 月 1 日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 平成 29 年 7 月 1 日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 令和 3 年 2 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

改正後

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 平成27年 4 月1日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年12月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 平成28年 4 月 1 日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年 7 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 平成29年 7 月 1 日以降に入札又は見積書の徴取を行う案件から適用し、同日前に行われた入札又は見積書の徴取については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 令和 3 年 2 月 1 日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(適用開始日)

- 2 令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

現 行

(適用開始日)

- 2 令和5年4月1日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

改正後

(適用開始日)

- 2 令和5年4月1日以降に入札を行う案件から適用し、同日前に行われた入札については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

現 行

(別表 1)
指名競争入札にすることができる要件

契約の種類	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）
工事	1 億円未満
設計、工事監理、調査、物品購入	制限なし

(別表 2)

契約の種類	予定価格 (会計監査を受けない法人) (法人の実態に応じ下記金額 を上限に設定)	予定価格 (会計監査を受ける法 人)
	1 建築工事	1,000 万円
2 物品等	1,000 万円	3,000 万円 (上限額)
3 建築技術・サービス	1,000 万円	2 億円 (上限額)

(別表 3)

共同企業体の発注単位別参加要件額

発注単位	予定価格総額
一 括	7 億円以上
建 築	7 億円以上
土 木	5 億円以上
設 備	2 億円以上

(別表 4)

格付等級

1 建築工事

予定価格	格付等級
1 億 2,000 万円以上	A ランク
1 億 2,000 万円未満 2,500 万円以上	B ランク
2,500 万円未満	C ランク

2 設備工事

予定価格	格付等級
2,500 万円以上	A ランク
2,500 万円未満	B ランク

改正後

(別表 1)
指名競争入札にすることができる要件

契約の種類	予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）
工事	1 億円未満
設計、工事監理、調査、物品購入	制限なし

(別表 2)

契約の種類	予定価格 (会計監査を受けない法人) (法人の実態に応じ下記金額を 上限に設定)	予定価格 (会計監査を受ける法人)
	1 建築工事	1,000 万円
2 物品等	1,000 万円	3,000 万円 (上限額)
3 建築技術・サービス	1,000 万円	2 億円 (上限額)

(別表 3)

共同企業体の発注単位別参加要件額

発注単位	予定価格総額
一 括	7 億円以上
建 築	7 億円以上
土 木	5 億円以上
設 備	2 億円以上

(別表 4)

格付等級

1 建築工事

予定価格	格付等級
1 億 2,000 万円以上	A ランク
1 億 2,000 万円未満 2,500 万円以上	B ランク
2,500 万円未満	C ランク

2 設備工事

予定価格	格付等級
2,500 万円以上	A ランク
2,500 万円未満	B ランク

現 行

3 土木工事

予定価格	格付等級
1億2,000万円以上	Aランク
1億2,000万円未満 2,500万円以上	Bランク
2,500万円未満	Cランク

※ 一括発注の場合、主たる工事の工種を設計内訳書から選び、予定価格の合計に基づき格付等級を決定し、分離発注する場合はそれぞれの工事別の予定価格に基づき格付等級を決定するものとする。

(別表5)

指名競争入札の場合の入札参加者数

契約の種類	入札参加者数
工事	8者以上
物品購入	5者以上
設計、工事監理、調査	5者以上

改正後

3 土木工事

予定価格	格付等級
1億2,000万円以上	Aランク
1億2,000万円未満 2,500万円以上	Bランク
2,500万円未満	Cランク

※ 一括発注の場合、主たる工事の工種を設計内訳書から選び、予定価格の合計に基づき格付等級を決定し、分離発注する場合はそれぞれの工事別の予定価格に基づき格付等級を決定するものとする。

(別表5)

指名競争入札の場合の入札参加者数

契約の種類	入札参加者数
工事	8者以上
物品購入	5者以上
設計、工事監理、調査	5者以上

(第1号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

入札参加有資格候補者報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加有資格候補者を選定しましたので報告します。

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

※2 入札参加資格要件決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

(第1号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

入札参加有資格候補者報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加有資格候補者を選定しましたので報告します。

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

※2 入札参加資格要件決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

現 行

改正後

(第2号様式)

(第2号様式)

年 月 日

年 月 日

様

様

横 浜 市 長

横 浜 市 長

入札参加有資格候補者審査結果通知書

入札参加有資格候補者審査結果通知書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加有資格候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、入札参加不適合者に対しては通知を行い、改めて入札参加有資格候補者報告書を提出してください。

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加有資格候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、入札参加不適合者に対しては通知を行い、改めて入札参加有資格候補者報告書を提出してください。

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

現 行

改正後

(第3号様式)

(第3号様式)

年 月 日

年 月 日

横 浜 市 長

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

所 在
法 人 名
代 表 者 名

プロポーザル参加有資格候補者報告書

プロポーザル参加有資格候補者報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル参加有資格候補者を選定しましたので報告します。

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル参加有資格候補者を選定しましたので報告します。

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

- ※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事に伴う設計業務委託、等）を記載してください。
- ※2 プロポーザル参加資格要件決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

- ※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事に伴う設計業務委託、等）を記載してください。
- ※2 プロポーザル参加資格要件決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

現 行

改正後

(第4号様式)

(第4号様式)

年 月 日

年 月 日

様

様

横 浜 市 長

横 浜 市 長

プロポーザル参加有資格候補者審査結果通知書

プロポーザル参加有資格候補者審査結果通知書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル参加有資格候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、プロポーザル参加不適格者に対しては通知を行い、改めてプロポーザル参加有資格候補者報告書を提出してください。

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル参加有資格候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、プロポーザル参加不適格者に対しては通知を行い、改めてプロポーザル参加有資格候補者報告書を提出してください。

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

現 行

改正後

(第5号様式)

(第5号様式)

年 月 日

年 月 日

横 浜 市 長

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

所 在
法 人 名
代 表 者 名

入札参加候補者報告書

入札参加候補者報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加候補者を選定しましたので報告します。

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加候補者を選定しましたので報告します。

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

※1 契約件名(〇〇〇〇新築工事、等)を記載してください。

※2 入札参加候補者決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

※1 契約件名(〇〇〇〇新築工事、等)を記載してください。

※2 入札参加候補者決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

現 行

改正後

(第6号様式)

(第6号様式)

年 月 日

年 月 日

様

様

横 浜 市 長

横 浜 市 長

入札参加候補者審査結果通知書

入札参加候補者審査結果通知書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、入札参加不適合者については指名の差し替えを行い、改めて入札参加候補者報告書を提出してください。

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札参加候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、入札参加不適合者については指名の差し替えを行い、改めて入札参加候補者報告書を提出してください。

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事、等）を記載してください。

現 行

改正後

(第7号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

プロポーザル要請候補者報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル要請候補者を選定しましたので報告します。

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

- ※1 契約件名(〇〇〇〇新築工事に伴う設計業務委託、等)を記載してください。
- ※2 プロポーザル要請候補者決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

(第7号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

プロポーザル要請候補者報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル要請候補者を選定しましたので報告します。

	業者コード	名 称
1		
2		
3		
⋮		

- ※1 契約件名(〇〇〇〇新築工事に伴う設計業務委託、等)を記載してください。
- ※2 プロポーザル要請候補者決定の議決を行った理事会等の議事録の写しを添付してください。

現 行

改正後

(第8号様式)

(第8号様式)

年 月 日

年 月 日

様

様

横 浜 市 長

横 浜 市 長

プロポーザル要請候補者審査結果通知書

プロポーザル要請候補者審査結果通知書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル要請候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、プロポーザル要請不適合者については指名の差し替えを行い、改めてプロポーザル要請候補者報告書を提出してください。

※1

次のとおり〇〇〇〇に係るプロポーザル要請候補者の審査を行いましたので通知します。

なお、プロポーザル要請不適合者については指名の差し替えを行い、改めてプロポーザル要請候補者報告書を提出してください。

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

	業者コード	名 称	審査結果
1			
2			
3			
⋮			

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事に伴う設計業務委託、等）を記載してください。

※1 契約件名（〇〇〇〇新築工事に伴う設計業務委託、等）を記載してください。

現 行

改正後

(第9号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

入札立会報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札について、入札が適正に行われたことを入札立会人が確認しましたので報告します。

- 1 入札件名
- 2 入札年月日
- 3 入札執行場所

執行者氏名
立会者氏名
～
～

※1 契約件名(〇〇〇〇新築工事、等)を記載してください。

(第9号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

入札立会報告書

※1

次のとおり〇〇〇〇に係る入札について、入札が適正に行われたことを入札立会人が確認しましたので報告します。

- 1 入札件名
- 2 入札年月日
- 3 入札執行場所

執行者氏名
立会者氏名
～
～

※1 契約件名(〇〇〇〇新築工事、等)を記載してください。

現 行

改正後

(第 10 号様式)

(第10号様式)

年 月 日

年 月 日

入札結果一覧表

入札結果一覧表

法 人 名

法 人 名

1 入札件名

1 入札件名

2 入札年月日

2 入札年月日

3 入札参加事業者、入札金額及び落札者

3 入札参加事業者、入札金額及び落札者

	入 札 参 加 事 業 者 名	入札金額 ※1	落札者 ※2
1			
2			
3			
}			

	入 札 参 加 事 業 者 名	入札金額 ※1	落札者 ※2
1			
2			
3			
}			

※1 入札金額は落札時の入札金額を記入してください。

※1 入札金額は落札時の入札金額を記入してください。

※2 落札者は落札者欄に○印を記入してください。

※2 落札者は落札者欄に○印を記入してください。

※3 この一覧表は、2週間以上一般の閲覧に供してください。

※3 この一覧表は、2週間以上一般の閲覧に供してください。

4 落札金額(税抜)

4 落札金額(税抜)

5 予定価格(税抜)

5 予定価格(税抜)

6 最低制限価格(税抜)

6 最低制限価格(税抜)

現 行

改正後

(第 11 号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

工事請負契約等事業者決定報告書

次のとおり契約事業者を決定しましたので報告します。

1 契約内容

- (1) 契約件名
- (2) 契約年月日
- (3) 契約事業者の名称、代表者名、所在
- (4) 契約金額 (税込)

2 入札結果

- (1) 入札年月日
- (2) 入札執行場所
- (3) 入札執行者名
- (4) 入札額

	事 業 者 名	1 回目入札額	順位
1			
2			
3			
⋮			

- (5) 落札 (決定) 金額 (税抜)

3 予定価格等

- (1) 設計価格 (税抜)
- (2) 予定価格 (税抜)
- (3) 最低制限価格 (税抜)

※ 入札立会報告書 (第 9 号様式) を添付してください。

(第11号様式)

年 月 日

横 浜 市 長

所 在
法 人 名
代 表 者 名

工事請負契約等事業者決定報告書

次のとおり契約事業者を決定しましたので報告します。

1 契約内容

- (1) 契約件名
- (2) 契約年月日
- (3) 契約事業者の名称、代表者名、所在
- (4) 契約金額 (税込)

2 入札結果

- (1) 入札年月日
- (2) 入札執行場所
- (3) 入札執行者名
- (4) 入札額

	事 業 者 名	1 回目入札額	順位
1			
2			
3			
⋮			

- (5) 落札 (決定) 金額 (税抜)

3 予定価格等

- (1) 設計価格 (税抜)
- (2) 予定価格 (税抜)
- (3) 最低制限価格 (税抜)

※ 入札立会報告書 (第 9 号様式) を添付してください。